

求人票の企業名を見ると、(株) (有)などの記号がついていることがあります。(株)は「株式会社」、(有)は「有限会社」のことです。そもそも「株式会社」と「有限会社」の違いって、何なのでしょうか？

今回のテーマ

〈株式会社？有限会社？〉

I 日本には、企業の設立条件や運営に関する法律「会社法」がある。

- ① 「会社法」は2006年に制定された。
- ② 「会社法」制定以前は、企業に関する法律がたくさんあった。
- ③ 「会社法」は②を統合した法律である。
- ④ 「会社法」制定と同時に②はすべて廃止された。
- ⑤ 廃止された法律には「旧商法」や「旧有限会社法」等がある。

II 「旧商法」は「会社法」に引き継がれた！

- ① 「株式会社」には「旧商法に基づき設立された企業」と「会社法に基づき設立された企業」の2種類がある。

III 「旧有限会社法」は「会社法」に引き継がれなかった！

- ① 「有限会社」は「旧有限会社法に基づき設立された企業」しかない。よって、2006年以降、「有限会社」は設立されていない。

IV 具体的な違いは？ ※ 主な違いを抜粋

- ① 役員（社長など）の任期 → (有)ない (株)2年
- ② 決算（黒字赤字）の公開 → (有)ない (株)2年
- ③ あらたに会社をつくる → (有)不可能 (株)可能

V 要するに？

- ① 最も大きな違いは、「設立に基づく法律」の違いである。
- ② 社員として勤務するのであれば、名称はほぼ関係ないと考えてよい！